

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第6項の規定に基づく実施状況の公表については、以下のとおりです。

数 値 目 標 ②

令和7年度までに、子どもの出生時の特別休暇を取得する職員の割合を7割以上とする。

●令和6年7月公表

実施状況（令和5年実績）		対象職員数（人）	目標達成職員数（人）	目標達成割合（％）
幡多西部消防組合		3	3	100.00
所属別内訳	事務局	0	0	0.00
	宿毛署	3	3	100.00
	大月分署	0	0	0.00
	三原分署	0	0	0.00